

朝倉市こども計画について (令和7年3月策定)

R7.12.18 子ども未来課
総合教育会議 資料

1. 計画策定の背景

(1) 国の動向

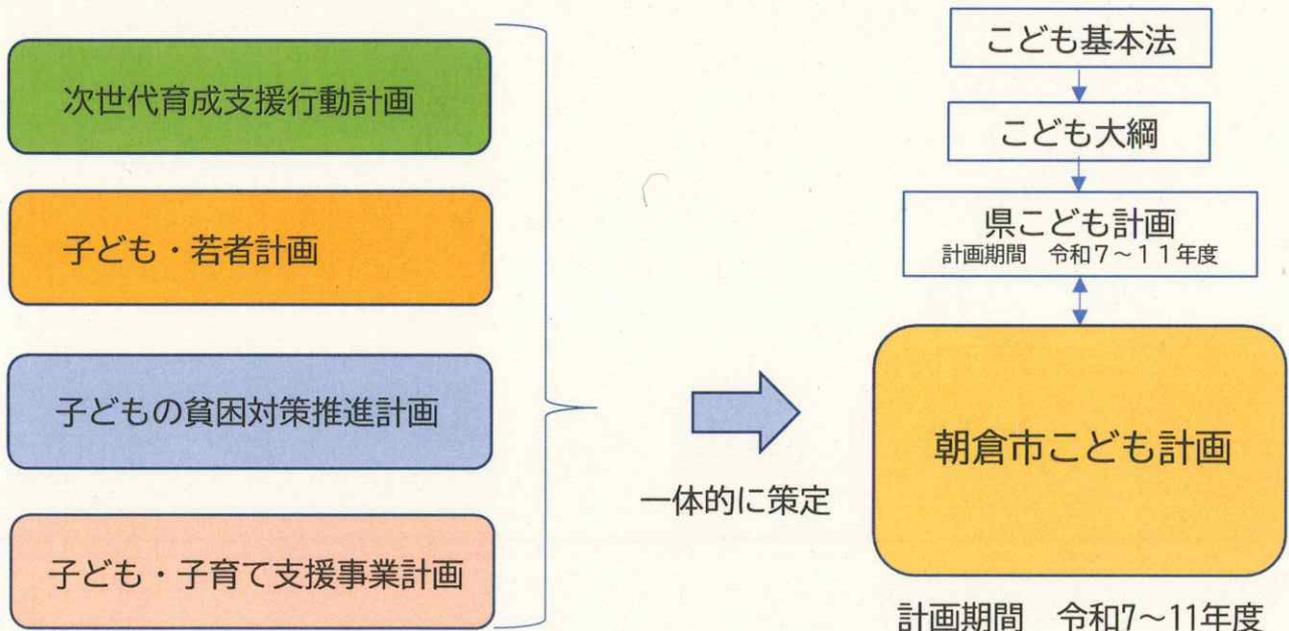
- ①こども基本法（令和5年4月1日施行）
こどもに関する取り組みや施策を総合的に推進していくために制定され、市町村は、「こども計画」を策定することが努力義務となった。
- ②こども大綱（令和5年12月22日閣議決定）
「子供の貧困対策に関する大綱」、「少子化社会対策大綱」、「子供・若者育成支援推進大綱」を一つとした「こども大綱」が策定され、市町村は、こども大綱を勘案し「こども計画」を策定する。

(2) 市の取り組み

朝倉市子ども・子育て支援事業計画
(第1期) 平成27～令和元年度
(第2期) 令和2～令和6年度

2. 計画策定の趣旨

「こども基本法」、「こども大綱」を踏まえ、すべてのこどもが健やかに自分らしく成長でき、また誰もが安心して、こどもを産み育てることができるよう、切れ目のない総合的なこども・子育て支援の推進に向けて、市の基本的な方向性などを示すもの。



・計画審議 市子ども・子育て会議(第1回：7/31、第2回：10/7、第3回：12/20)

概要版

朝倉市こども計画

～こどもにやさしいまち朝倉～

(令和7～11年度)

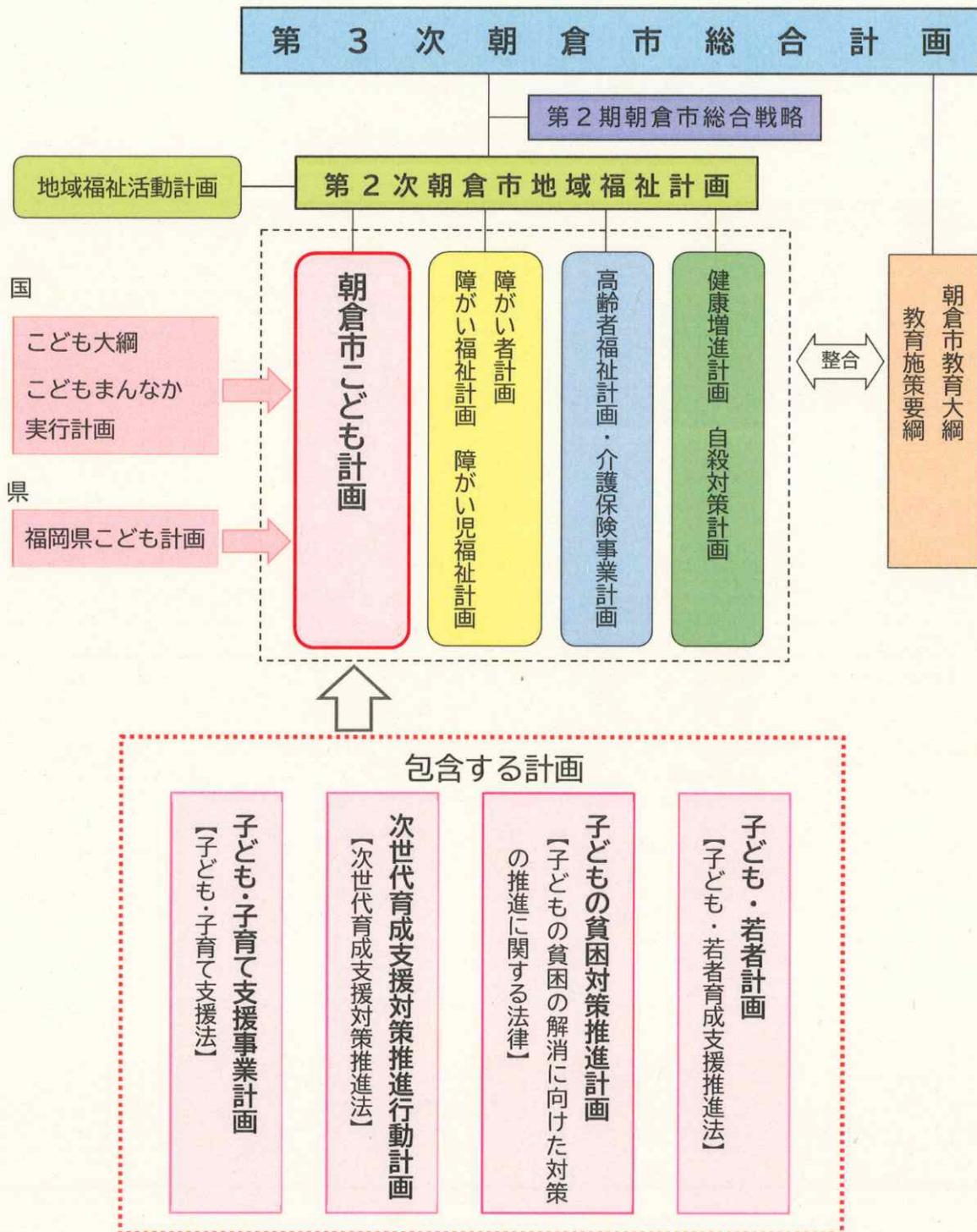


令和7年3月

朝 倉 市

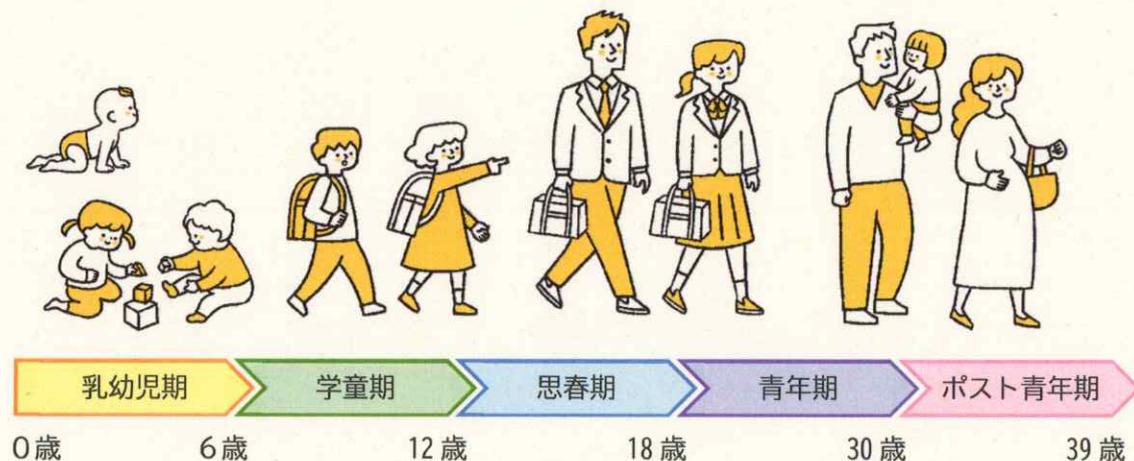
1. 計画の位置付け

本計画は、こども基本法第10条に定める市町村こども計画として作成するもので、すべてのこどもが健やかに自分らしく成長でき、また誰もが安心して、こどもを生み育てることができるよう、切れ目のない総合的なこども・子育て支援の推進に向けて、市の基本的な方向性や共通する視点を定めます。



2. 計画の対象

計画の対象		発達段階（ライフステージ）の特徴
乳幼児期		<ul style="list-style-type: none"> ・愛着の形成（人に対する基本的信頼感の獲得）の時期。 ・基本的な生活習慣が形成され、道徳性や社会性が芽生える。
学童期	小学生	<ul style="list-style-type: none"> ・周りの児童との人間関係が形成される時期。 ・自他の尊重の意識や他者への思いやりの意識などが形成される。 ・一方で、発達の個人差から自己に対する肯定感の意識を持ってない場合や劣等感を持つ場合がある。
思春期	中学生 高校生相当	<ul style="list-style-type: none"> ・自意識と客観的事実との違いに悩み、様々な葛藤の中で自らの生き方を模索し始める時期。 ・仲間同士の評価を強く意識し、親への反抗期が生じる。
青年期	概ね 18 才以上 30 歳未満	<ul style="list-style-type: none"> ・思春期の混乱から脱して、大人の社会を展望するようになり、大人の社会でどのように生きるかを模索し始める。
ポスト青年期	30 歳以上 39 歳 以下	<ul style="list-style-type: none"> ・青年期を過ぎ、社会の各分野に関して、自分の資質や能力を養い、努力する時期。 ・一方で円滑な社会生活を営むことに困難を有する場合がある。



3. 基本理念及び計画の体系

基本理念

こどもの幸せは、地域の幸せ
こどもの夢や希望を育む こどもにやさしいまち朝倉

基本目標
と
施策

1 全てのこどもが持つ権利の保障

(1)こども・若者が権利の主体であることを社会全体で共有します

2 こどもの成長に応じた支援

(1)こどもの誕生前から幼児期まで

- ① 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療を確保します
- ② こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長を保障し、遊びを充実します

(2)学童期・思春期

- ① 安心して過ごし学ぶことのできる質の高い学校づくりを進めます
- ② 居場所づくりを進めます
- ③ 小児医療体制、心身の健康等の情報提供やこころのケアを充実します
- ④ 成年年齢を迎える前に必要な情報提供や教育を進めます
- ⑤ いじめ防止の取り組みを推進します
- ⑥ 不登校のこどもへの支援を行います
- ⑦ 体罰や不適切な指導の防止に取り組みます

(3)青年期

- ① 高等教育の修学支援を進めます
- ② 若者の就労支援を進めます
- ③ 結婚の希望者への支援を行い、結婚に伴う新生活への支援を行います
- ④ 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制を充実します

3 切れ目ない必要な支援

- (1)多様な遊びや体験、活躍できる機会をつくります
- (2)こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供を進めます
- (3)こどもの貧困対策を進めます
- (4)障がい児支援・医療的ケア児等への支援を進めます
- (5)児童虐待を防止し、ヤングケアラーを支援します
- (6)こども・若者の自殺対策を進めます
- (7)犯罪などから、こども・若者を守るための取り組みを進めます

4 子育て家庭等への支援

- (1)子育てや教育に関する経済的負担の軽減に取り組みます
- (2)地域子育て支援、家庭教育支援を推進します
- (3)共働き・子育てを推進し、男性の家事・子育てへの主体的な参画を促進します
- (4)ひとり親家庭への支援を進めます

4. 基本目標と施策

基本目標1 全てのこどもが持つ権利の保障

(1) こども・若者が権利の主体であることを社会全体で共有します

- 1 こども基本法、子どもの権利条約に関する普及啓発
- 2 人権啓発活動の実施
- 3 こどもの意見表明の支援
- 4 こどもの権利侵害に関する相談窓口の充実

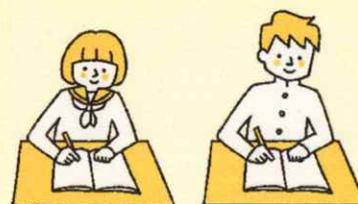
基本目標2 こどもの成長に応じた支援

(1) こどもの誕生前から幼児期まで

- ① 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療を確保します
 - 1 切れ目ない相談支援体制の整備・充実
 - 2 母子の健康保持に関する支援
 - 3 情報提供の充実
 - 4 育児相談・指導の充実
 - 5 保健・医療の確保
- ② こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長を保障し、遊びを充実します
 - 1 教育・保育人材の確保
 - 2 仲間づくりの支援

(2) 学童期・思春期

- ① 安心して過ごし学ぶことのできる質の高い学校づくりを進めます
 - 1 幼保小連携の充実
 - 2 学校教育の充実
 - 3 地域とともにある学校づくりの推進
- ② 居場所づくりを進めます
 - 1 居場所の充実
- ③ 小児医療体制、心身の健康等の情報提供やこころのケアを充実します
 - 1 小児医療体制の充実
 - 2 心身の健康等の情報提供の充実
 - 3 こころのケアの充実
- ④ 成年年齢を迎える前に必要な情報提供や教育を進めます
 - 1 成年年齢を迎える前に必要な教育の推進
- ⑤ いじめ防止の取り組みを推進します
 - 1 いじめ防止の推進
- ⑥ 不登校のこどもへの支援を行います
 - 1 不登校支援の充実
- ⑦ 体罰や不適切な指導の防止に取り組みます
 - 1 体罰や不適切な指導の防止



(3) 青年期

- ① 高等教育の修学支援を進めます
 - 1 大学等進学への支援の充実
- ② 若者の就労支援を進めます
 - 1 若者の就労支援の充実
- ③ 結婚の希望者への支援を行い、結婚に伴う新生活への支援を行います
 - 1 結婚の希望者への支援
 - 2 結婚新生活への支援
- ④ 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制を充実します
 - 1 こころの健康に向けた支援
 - 2 相談窓口の周知



基本目標3 切れ目ない必要な支援

(1) 多様な遊びや体験、活躍できる機会をつくります

- ① 遊びや体験活動の推進
 - 1 質の高い幼児教育・保育の推進
 - 2 豊かな自然環境を活かした体験活動の充実
 - 3 文化芸術体験機会の充実
 - 4 乳幼児とこども・若者のふれあい
 - 5 若者の文化・芸術活動の支援
- ② こどもまんなかまちづくり
 - 1 環境整備の推進
- ③ こども・若者が活躍できる機会づくり
 - 1 外国語によるコミュニケーション能力の育成や国際交流の推進
- ④ こども・若者の可能性を広げていくためのジェンダーギャップの解消
 - 1 ジェンダーギャップ解消のための取り組みの推進



(2) こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供を進めます

- 1 プレコンセプションケアの推進
※プレコンセプションケア:若い世代のためのヘルスケアであり、現在の身体の状態を把握し、将来の妊娠や身体の変化に備えて自分達の健康に向き合うこと。

(3) こどもの貧困対策を進めます

- 1 教育の支援
- 2 生活の安定に資するための支援
- 3 保護者の就労支援
- 4 経済的支援

(4) 障がい児支援・医療的ケア児等への支援を進めます

- 1 障がいの早期発見・早期療育の推進
- 2 身近な地域における障がい児支援の充実
- 3 医療的ケア児の支援

(5) 児童虐待を防止し、ヤングケアラーを支援します

- 1 児童虐待防止等の更なる強化
- 2 ヤングケアラーへの支援

(6) こども・若者の自殺対策を進めます

- 1 自殺対策の推進

(7) 犯罪などから、こども・若者を守るための取り組みを進めます

- 1 こどもが安心してインターネットを利用できる環境整備
- 2 こども・若者の性犯罪・性暴力対策
- 3 防犯体制の整備
- 4 事故防止の取り組み
- 5 防災意識の向上及び災害時の支援体制の強化
- 6 非行防止と自立支援



基本目標4 子育て家庭等への支援

(1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減に取り組みます

- 1 経済的負担の軽減

(2) 地域子育て支援、家庭教育支援を推進します

- 1 地域子育て支援、家庭教育支援の推進

(3) 共働き・共育てを推進し、男性の家事・子育てへの主体的な参画を促進します

- 1 共働き・共育ての推進及び男性の家事・子育てへの主体的な参画の促進

(4) ひとり親家庭への支援を進めます

- 1 ひとり親家庭等への生活・子育て支援の充実
- 2 ひとり親家庭等への経済的支援の充実
- 3 ひとり親家庭等への就労支援の充実



5. 量の見込みと確保の内容（子ども・子育て支援事業計画）

（1）教育・保育提供区域の設定及び量の見込みと確保の内容の考え方

① 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法に基づく、教育・保育提供区域は、利用者の入所・通園等の利用状況や通勤、日常の生活圏域等から、朝倉市全域を一つの区域として設定します。

ただし、放課後児童健全育成事業（学童保育）については、小学校毎の利用のため、基本的に小学校区単位とします。

② 量の見込みと確保の内容の考え方

「量の見込み」は、現在の利用状況、アンケート調査による利用希望等を踏まえて算出しています。また、「確保の内容」は、利用の定員、現在の利用状況を踏まえて、設定しています。

（2）教育・保育の量の見込みと確保の内容

子ども・子育て支援法（第19条）において、教育・保育の支給認定は次のように区分されます。

区分	年齢	保育を必要とするかどうか	対応する事業
1号認定	3歳以上	保育を必要としない	認定こども園(幼稚園部門) 幼稚園
2号認定	3歳以上	保育を必要とする	認定こども園(保育所部門) 保育所 地域型保育
3号認定	0歳児	保育を必要とする	認定こども園(保育所部門) 保育所 地域型保育
	1～2歳児	保育を必要とする	認定こども園(保育所部門) 保育所 地域型保育



教育・保育の量の見込みと確保の内容（単位：人）

年度別 量の見込み	認定区分	1号 認定	2号認定		3号認定			計
		3～5歳	3～5歳		0～2歳			
		教育を 希望	教育の利 用希望が 強い	左記以外	保育が必要			
				0歳	1歳	2歳		
令和7年度	① 量の見込み	201	64	806	90	195	220	1,576
	② 確保の内容	236	146	903	114	237	282	1,918
	教育・保育施設	236	146	903	114	237	282	1,918
	確認を受けない幼稚園	0	—	—	—	—	—	0
	過不足数（②-①）	35	82	97	24	42	62	342
令和8年度	① 量の見込み	191	63	780	85	190	210	1,519
	② 確保の内容	236	146	903	114	237	282	1,918
	教育・保育施設	236	146	903	114	237	282	1,918
	確認を受けない幼稚園	0	—	—	—	—	—	0
	過不足数（②-①）	45	83	123	29	47	72	399
令和9年度	① 量の見込み	191	58	750	85	190	210	1,484
	② 確保の内容	236	146	903	114	237	282	1,918
	教育・保育施設	236	146	903	114	237	282	1,918
	確認を受けない幼稚園	0	—	—	—	—	—	0
	過不足数（②-①）	45	88	153	29	47	72	434
令和10年度	① 量の見込み	191	56	730	84	190	200	1,451
	② 確保の内容	236	146	903	114	237	282	1,918
	教育・保育施設	236	146	903	114	237	282	1,918
	確認を受けない幼稚園	0	—	—	—	—	—	0
	過不足数（②-①）	45	90	173	30	47	82	467
令和11年度	① 量の見込み	191	54	720	83	190	200	1,438
	② 確保の内容	236	146	903	114	237	282	1,918
	教育・保育施設	236	146	903	114	237	282	1,918
	確認を受けない幼稚園	0	—	—	—	—	—	0
	過不足数（②-①）	45	92	183	31	47	82	480

(3) 地域子ども・子育て支援事業に係る量の見込みと確保の内容

事業名	指標 (単位)		令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
利用者支 援事業 単位:箇所 数	量の見込み	基本型	1	1	1	1	1
		こども家庭 センター型	1	1	1	1	1
		地域子育て 相談機関	0	3	7	11	11
	確保の内容	基本型	1	1	1	1	1
		こども家庭 センター型	1	1	1	1	1
		地域子育て 相談機関	0	3	7	11	11
考え方	基本型1か所、こども家庭センター型1か所において実施します。地域 子育て相談機関については、地域の実情を踏まえ検討します。						
妊婦等包 括相談支 援事業	量の見込み	妊娠届出数 (人/年)	252	252	252	252	252
		面談実施合 計回数(回/ 年)	756	756	756	756	756
	確保の内容		756	756	756	756	756
	考え方	関係者間の連携及び情報共有に努め、事業の円滑な推進を図ります。					
時間外保 育事業	量の見込み	人/年	315	305	297	289	285
	確保の内容	(年間の実人数)	315	305	297	289	285
	考え方	15か所の保育所及び認定こども園で実施し、供給体制を確保します。					
子育て短 期支援事 業	量の見込み	ショートス テイ	65	70	75	80	80
		トワイライト ステイ	1	1	1	1	1
	確保の内容	人日/年 (年間の延べ 人数)	66	71	76	81	81
	考え方	ショートステイは3か所、トワイライトステイは2か所で実施し、供給体制 を確保します。					
乳児家庭 全戸訪問 事業	量の見込み	人/年	235	230	225	220	215
	確保の内容	(年間の実人数)	235	230	225	220	215
	考え方	保健師等が訪問し、育児に関する相談、子育て支援の情報提供を行いま す。					

事業名	指標 (単位)		令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
養育支援 訪問事業	量の見込み	人/年	13	13	13	13	13
	確保の内容	(年間の実人数)	13	13	13	13	13
	考え方	養育支援が必要な家庭を保健師、家庭児童相談員等が訪問し、継続的に支援することで、必要な時期に必要な支援へとつなげます。					
子育て世 帯訪問支 援事業	量の見込み	人日 (年間の延べ 人数)	13	13	13	13	13
	確保の内容		13	13	13	13	13
	考え方	対象となる家庭の状況に合わせて適切に支援を実施します。					
地域子育て 支援拠点 事業	量の見込み	人回/月 (月当たりの 延べ人数)	8,624	8,372	8,134	7,919	7,801
	確保の内容		8,624	8,372	8,134	7,919	7,801
	考え方	つどいの広場、ひろにわ子育て支援センター、生い立つ子育て支援センターの3か所で実施し、供給体制を確保します。					
一時預かり 事業 (幼稚園 型を除く)	量の見込み	人日 (年間の延べ 人数)	342	332	332	314	309
	確保の内容		342	332	332	314	309
	考え方	12か所の保育所で実施し、供給体制を確保します。					
病児・病 後児保育 事業	量の見込み	人日 (年間の延べ 人数)	90	90	90	90	90
	確保の内容		90	90	90	90	90
	考え方	市内では1か所で実施しており、また、広域での利用が可能となっています。本事業の周知を図ります。					
子育て援 助活動支 援事業	量の見込み	人日 (年間の延べ 人数)	345	345	340	340	340
	確保の内容		345	345	340	340	340
	考え方	相互援助活動をスムーズに実施するために、援助会員、両方会員の確保に努めるとともに、本事業の周知及び利便性の向上を図ります。					
妊婦一般 健康診査	量の見込み	人回 (年間の延べ 人数)	2,877	2,877	2,877	2,877	2,877
	確保の内容		2,877	2,877	2,877	2,877	2,877
	考え方	委託医療機関にて、供給体制を確保します。					
産後ケア 事業	量の見込み	人日 (年間の延べ 人数)	53	57	60	64	68
	確保の内容		53	57	60	64	68
	考え方	委託する医療機関や助産所で実施します。本事業の周知を行い、利用しやすい体制の整備に努めます。					

事業名	指標 (単位)		令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度	
乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)	量の見込み	0歳児	—	6	6	6	6	
	確保の内容		—	6	6	6	6	
	量の見込み	1歳児	—	5	5	5	5	
	確保の内容		—	5	5	5	5	
	単位:人日 (年間の延べ人数)	量の見込み	2歳児	—	4	5	5	5
		確保の内容		—	4	5	5	5
	考え方	令和8年度より全自治体で実施することとなり、利用者のニーズの把握を行い、実施に向けた体制整備に努めます。						
放課後児童健全育成事業	量の見込み	1年生	210	210	210	210	215	
		2年生	190	190	190	190	190	
		3年生	180	180	180	180	175	
		4年生	95	100	105	110	110	
		5年生	50	50	50	50	55	
		6年生	40	40	40	40	40	
		計	765	770	775	780	785	
	確保の内容		765	770	775	780	785	
	考え方	16 か所で実施し、必要時には施設整備等を検討します。また、延長保育の実施等、保護者のニーズに合った開所時間の設定に努めます。						
実費徴収に係る補足給付を行う事業	今後は、必要に応じて事業の実施を検討していきます。							
多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	今後は、必要に応じて事業の実施を検討していきます。							
児童育成支援拠点事業	本市においては、現在のところ実施の予定はありませんが、対象となる児童の状況の把握等、居場所の開設に関する情報収集に努めます。							
親子関係形成支援事業	本市においては、同種の事業として「前向き子育て応援事業」を実施しており、今後ともペアレント・プログラムの普及啓発に取り組みます。							

朝倉市こども計画～こどもにやさしいまち朝倉～【概要版】

令和7年3月

発行 朝倉市

編集 朝倉市 保健福祉部 子ども未来課

〒838-8601 朝倉市菩提寺 412-2

TEL : 0946-22-1111 FAX : 0946-22-1185

E-mail : kodomo@city.asakura.lg.jp

URL : <https://www.city.asakura.lg.jp/>



朝倉市子ども計画(令和7年度個別事業計画)

*青字…再掲、緑字…国・県事業

基本理念	子どもの幸せは、地域の幸せ 子どもの夢や希望を育む ことにもやさしいまち朝倉	基本目標4 子育て家庭等へ支援	基本目標3 切れ目のない必要な支援	基本目標2 子どもの成長に合わせた支援	基本目標1 全ての子どもが持つ権利の保障	
<p>(1)子ども・若者が権利の主体であることを地域全体で共有します</p> <p>① 子ども基本法、子どもの権利条約に関する普及啓発</p>	<p>(1)多様な遊びや体験、活躍できる機会をつくります</p> <p>1)遊びや体験活動の推進</p> <p>① 質の高い幼児教育・保育の推進</p> <p>公立保育所管理運営事業(子ども未来課)</p> <p>私立保育園運営委託事業(子ども未来課)</p> <p>私立保育園延長保育促進事業(子ども未来課)</p> <p>私立保育園一時預かり事業(子ども未来課)</p> <p>施設型給付事業(教育課)</p> <p>幼稚園一時預かり事業(教育課)</p> <p>移動図書館事業(文化・生涯学習課)</p> <p>ブックスタート事業(文化・生涯学習課)</p> <p>図書館読書推進事業(文化・生涯学習課)</p> <p>【再】保育人材確保事業(子ども未来課)</p> <p>【再】幼稚園教育支援事業(教育課)</p>	<p>(1)子育てや教育に関する経済的負担の軽減に取り組みます</p> <p>① 経済的負担の軽減</p> <p>妊婦のための支援給付事業(子ども未来課)</p> <p>特別児童扶養手当支給事務(子ども未来課)</p> <p>児童手当給付事業(子ども未来課)</p> <p>中学生以下インフルエンザ予防接種料金助成事業(健康課)</p> <p>子育て世代定住促進事業(子ども未来課)</p> <p>遠距離通学支援事業(小学校)(教育課)</p> <p>施設等利用給付事業(教育課)</p> <p>副食材費等補助事業(教育課)</p> <p>遠距離通学支援事業(中学校)</p> <p>スクールバス運行管理事業(小学校)</p> <p>スクールバス運行管理事業(中学校)</p> <p>【再】小学校就学援助事業(教育課)</p> <p>【再】中学校就学援助事業(教育課)</p> <p>【再】低所得保護者就学援助事業(高校等)</p>	<p>(1)子ども・若者が成長を保障し、遊び場を充実します</p> <p>① 誕生前から幼児期までの成長を保障し、遊び場を充実します</p> <p>② 誕生前から幼児期までの成長を保障し、遊び場を充実します</p> <p>③ 教育・保育人材の確保</p> <p>保育人材確保事業(子ども未来課)</p> <p>幼稚園教育支援事業(教育課)</p> <p>④ 仲間づくりの支援</p> <p>【再】つどいの広場事業(子ども未来課)</p> <p>【再】私立保育園地域子育て支援拠点事業(子ども未来課)</p>	<p>(1)子どもの誕生前から幼児期まで</p> <p>1)妊婦前、妊娠前、出産、幼児期まで切れ目のない保健・医療を確保します</p> <p>① 切れ目のない相談支援体制の整備・充実</p> <p>子ども家庭センター運営事業(子ども未来課)</p> <p>妊婦等包括相談支援事業(健康課)</p> <p>利用者支援事業(子ども未来課)</p>	<p>(1)子ども・若者が権利の主体であることを地域全体で共有します</p> <p>① 子ども基本法、子どもの権利条約に関する普及啓発</p>	<p>(2)地域子育て支援、家庭教育支援を推進します</p> <p>① 地域子育て支援、家庭教育支援の推進</p> <p>子育て短期支援事業(子ども未来課)</p> <p>乳幼児健康支援一時預かり事業(子ども未来課)</p> <p>つどいの広場事業(子ども未来課)</p> <p>私立保育園地域子育て支援拠点事業(子ども未来課)</p> <p>養育支援訪問事業(子ども未来課)</p> <p>ファミリーサポートセンター事業(子ども未来課)</p> <p>前向き子育て応援事業(子ども未来課)</p> <p>(3)共働き・子育てを推進し、男性の家事・子育てへの参画を促進します</p> <p>① 共働き・子育ての推進及び男性の家事・子育てへの参画の促進</p>
<p>② 人権啓発活動の実施</p>	<p>② 豊かな自然環境を活かした体験活動の充実</p> <p>青少年宿泊体験事業(文化・生涯学習課)</p> <p>③ 文化芸術体験機会の充実</p> <p>文化講演会・コンサート等開催事業(文化・生涯学習課)</p> <p>自主文化協会補助事業(文化・生涯学習課)</p> <p>④ 乳幼児と子ども・若者のふれあい</p> <p>⑤ 若者の文化・芸術活動の支援</p> <p>【再】文化講演会・コンサート等開催事業(文化・生涯学習課)</p> <p>【再】自主文化協会補助事業(文化・生涯学習課)</p>	<p>(2)ひとり親家庭等への経済的支援の充実</p> <p>ひとり親家庭等医療給付事務(保険年金課)</p> <p>母子生活支援施設措置事業(子ども未来課)</p> <p>母子暮らし福祉センター運営事業(子ども未来課)</p> <p>【再】ひとり親家庭センター運営事業(子ども未来課)</p> <p>② ひとり親家庭等への経済的支援の充実</p> <p>ひとり親家庭等医療給付事務(保険年金課)</p> <p>児童扶養手当給付事業(子ども未来課)</p> <p>③ ひとり親家庭等への就労支援の充実</p> <p>自立支援教育訓練給付事業(子ども未来課)</p> <p>高等職業訓練促進給付事業(子ども未来課)</p>	<p>② 子どもの意見表明の支援</p> <p>高校生の提言事業(総合政策課)</p> <p>【再】青少年育成市民会議支援事務(男女共同参画推進室)</p> <p>【再】子ども家庭センター運営事業(子ども未来課)</p>	<p>② 子どもの意見表明の支援</p> <p>高校生の提言事業(総合政策課)</p> <p>【再】青少年育成市民会議支援事務(男女共同参画推進室)</p> <p>【再】子ども家庭センター運営事業(子ども未来課)</p>	<p>(2)子ども・若者への切れ目のない保健・医療の提供を進めます</p> <p>① プレコンセプションケアの推進</p>	<p>(4)ひとり親家庭等への支援を進めます</p> <p>① ひとり親家庭等への生活・子育て支援の充実</p> <p>ひとり親家庭等医療給付事務(保険年金課)</p> <p>母子生活支援施設措置事業(子ども未来課)</p> <p>母子暮らし福祉センター運営事業(子ども未来課)</p> <p>【再】ひとり親家庭センター運営事業(子ども未来課)</p> <p>② ひとり親家庭等への経済的支援の充実</p> <p>ひとり親家庭等医療給付事務(保険年金課)</p> <p>児童扶養手当給付事業(子ども未来課)</p> <p>③ ひとり親家庭等への就労支援の充実</p> <p>自立支援教育訓練給付事業(子ども未来課)</p> <p>高等職業訓練促進給付事業(子ども未来課)</p>
<p>③ 子どもの意見表明の支援</p> <p>高校生の提言事業(総合政策課)</p> <p>【再】青少年育成市民会議支援事務(男女共同参画推進室)</p> <p>【再】子ども家庭センター運営事業(子ども未来課)</p>	<p>② 子どもの意見表明の支援</p> <p>高校生の提言事業(総合政策課)</p> <p>【再】青少年育成市民会議支援事務(男女共同参画推進室)</p> <p>【再】子ども家庭センター運営事業(子ども未来課)</p>	<p>(3)子ども・若者が活躍できる機会づくり</p> <p>① 外国語によるコミュニケーション能力の育成や国際交流の推進</p> <p>【再】小学校英語活動事業(教育課)</p> <p>【再】ALT活用事業(教育課)</p> <p>4) 子ども・若者の可能性を広げていくためのジェンダーギャップの解消</p> <p>① ジェンダーギャップ解消のための取り組みの推進</p> <p>支援講座等開催事業(男女共同参画推進室)</p> <p>(2)子ども・若者への切れ目のない保健・医療の提供を進めます</p> <p>① プレコンセプションケアの推進</p>	<p>② 子どもの意見表明の支援</p> <p>高校生の提言事業(総合政策課)</p> <p>【再】青少年育成市民会議支援事務(男女共同参画推進室)</p> <p>【再】子ども家庭センター運営事業(子ども未来課)</p>	<p>② 子どもの意見表明の支援</p> <p>高校生の提言事業(総合政策課)</p> <p>【再】青少年育成市民会議支援事務(男女共同参画推進室)</p> <p>【再】子ども家庭センター運営事業(子ども未来課)</p>	<p>(2)子ども・若者への切れ目のない保健・医療の提供を進めます</p> <p>① プレコンセプションケアの推進</p>	<p>(2)学童期・思春期</p> <p>1)安心して過ごして学ぶことができる質の高い学校づくりを進めます</p> <p>① 幼保小連携の充実</p> <p>健康診断事業(就学前児童)</p> <p>② 学校教育の充実</p> <p>小学校英語活動事業(教育課)</p> <p>ALT活用事業(教育課)</p> <p>補充学級事業(教育課)</p> <p>通級指導教室事業(教育課)</p> <p>小学校生さる力育成推進事業(教育課)</p> <p>中学校生さる力育成推進事業</p> <p>小学校クラブ活動支援事業(教育課)</p> <p>中学校部活動支援事業(教育課)</p> <p>小学校特色ある学校づくり事業(教育課)</p>

朝倉市子ども計画(令和7年度個別事業計画)

*青字…再掲、緑字…国・県事業

基本理念	ことこの幸せは、地域の幸せ ことこの夢や希望を育む ことこのやさしいまち朝倉	基本目標4 子育て家庭等へ支援
<p>基本目標1 全ての子どもが持つ権利の保障</p> <p>基本目標2 ことこの成長に応じた支援</p> <p>中学校特色ある学校づくり事業(教育課) IT教育推進事業(教育課) 英語検定補助事業(教育課) 巡回文庫事業(文化・生涯学習課)</p> <p>③ 地域とともにある学校づくりの推進 小学校学事振興事業(教育課) 中学校学事振興事業(教育課) 地域学校協働活動事業(文化・生涯学習課) 学社連携・融合推進事業(文化・生涯学習課)</p> <p>2)居場所づくりを進めます ① 居場所の充実 ことこの居場所づくり事業(子ども未来課) 学童保育所管理運営事業(子ども未来課) スポーツ推進委員支援事業(文化・生涯学習課) 体育協会支援事業(文化・生涯学習課) スポーツ少年団支援事業(文化・生涯学習課) 図書館管理運営事業(文化・生涯学習課)</p> <p>3)小児医療体制、心身の健康等の情報提供やこころのケアを充実します ① 小児医療体制の充実 救急医療事業(健康課) 看護人材確保事業(健康課)</p> <p>② 心身の健康等の情報提供の充実 健康診断事業(小学校)(教育課) 健康診断事業(中学校)(教育課) 【再掲】母子健康教育事業(健康課)</p> <p>③ こころのケアの充実 教育相談事業(教育課)</p> <p>4)成年齢を迎える前に必要な情報提供や教育を進めます ① 成年齢を迎える前に必要な教育の推進 【再掲】子ども家庭センター運営事業(子ども未来課) 【再掲】教育相談事業(教育課)</p> <p>5)いじめ防止の取り組みを推進します ① いじめ防止の推進 学校いじめ防止対策事業(教育課) 【再掲】教育支援センター運営事業(教育課) 【再掲】教育相談事業(教育課) 【再掲】子ども家庭センター運営事業(子ども未来課)</p> <p>6)不登校の子どもへの支援を行います</p>	<p>基本目標3 切れ目ない必要な支援</p> <p>(3)ことこの真因対策を進めます ① 教育の支援 ② 生活支援 【再掲】子ども家庭センター運営事業(子ども未来課)</p> <p>③ 保護者の就労支援 【再掲】子ども家庭センター運営事業(子ども未来課) 【再掲】自立支援教育訓練給付事業(子ども未来課) 【再掲】高等職業訓練促進給付事業(子ども未来課)</p> <p>④ 経済的支援 小学校就学援助事業(教育課) 中学校就学援助事業(教育課) 低所得保護者就学援助事業(高校等)</p> <p>(4)障がい児支援、医療的ケア児等への支援を進めます ① 障がいの早期発見・早期療育の推進 【再掲】乳幼児健診事業(健康課) 【再掲】育児相談事業(健康課)</p> <p>② 身近な地域における障がい児支援の充実 障がい福祉サービス事業(福祉事務所) 障害者医療給付事務(福祉事務所) 障がい者手当事務(福祉事務所) 更生医療事務(福祉事務所) 小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事務(福祉事務所) 日常生活用具給付事業(地域生活支援)(福祉事務所) 訪問入浴サービス事業(地域生活支援)(福祉事務所) 私立保育園障がい児保育事業(子ども未来課) 私立保育園障がい児保育事業(子ども未来課)</p> <p>③ 医療的ケア児の支援 医療的ケア児等総合支援事業(福祉事務所)</p> <p>(5)児童虐待を防止し、ヤングケアラーを支援します ① 児童虐待防止等の更なる強化 【再掲】子ども家庭センター運営事業(子ども未来課)</p> <p>② ヤングケアラーへの支援 【再掲】子ども家庭センター運営事業(子ども未来課)</p> <p>(6)ことこの若者の自殺対策を進めます ① 自殺対策の推進</p>	<p>基本目標4 子育て家庭等へ支援</p>

朝倉市子ども計画(令和7年度個別事業計画)

*青字…再掲、緑字…国・県事業

基本理念	子どもの幸せは、地域の幸せ 子どもの夢や希望を育む ことにもやさしいまち朝倉	基本目標4 子育て家庭等へ支援
<p>基本目標1 全ての子どもが持つ権利の保障</p> <p>基本目標2 子どもの成長に応じた支援</p> <p>① 不登校支援の充実 教育支援センター運営事業(教育課) 〔再〕教育相談事業(教育課) 〔再〕子ども家庭センター運営事業(子ども未来課)</p> <p>7) 体罰や不適切な指導の防止に取り組みます</p> <p>① 体罰や不適切な指導の防止 教職員研修支援事業(教育課) 〔再〕教育支援センター運営事業(教育課) 〔再〕子ども家庭センター運営事業(子ども未来課)</p> <p>(3) 青年期</p> <p>1) 高等教育の就学支援を進めます</p> <p>① 大学等進学への支援の充実 高等教育の修学支援新制度(国)</p> <p>2) 若者の就労支援を進めます</p> <p>① 若者の就労支援の充実 若者就職支援センター(県) 若者サポートステーション(県)</p> <p>3) 結婚の希望者への支援を行い、結婚新生活への支援を行います</p> <p>① 結婚の希望者への支援 あさくら“縁”結び応援事業(あさくら“縁”結び課) 出会い・結婚応援事業(県)</p> <p>② 新生活への支援 結婚新生活支援事業(子ども未来課)</p> <p>4) 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制を充実します</p> <p>① ところの課題に向けた支援 精神保健事業(健康課)</p> <p>② 相談窓口の周知 〔再〕子ども家庭センター運営事業(子ども未来課) 〔再〕人権擁護委員協議会活動支援事務(人権・同和対策室) 心の相談(県)</p> <p>ひさこもり地域支援センター(県) 若者自立相談窓口(県)</p>	<p>基本目標3 切れ目ない必要な支援</p> <p>(7) 犯罪などから、子ども、若者を守るための取り組みを進めます</p> <p>① 子どもが安心してインターネットを利用できる環境整備</p> <p>② 子ども、若者の性犯罪・性暴力対策</p> <p>③ 防犯体制の整備 防犯事業(防災交通課) 防犯灯設置補助事業(防災交通課) 防犯カメラ設置補助事業(防災交通課)</p> <p>④ 事故防止の取り組み</p> <p>⑤ 防災意識の向上及び災害時の支援体制の強化 少年消防クラブ補助事業(防災交通課)</p> <p>⑥ 非行防止と自立支援 保護司会活動支援事務(人権・同和対策課) 青少年育成対策事業(男女共同参画推進室) 青バト運営管理事務(男女共同参画推進室) 青少年育成市民会議支援事務(男女共同参画推進室)</p>	<p>基本目標4 子育て家庭等へ支援</p>